



静岡労働局発表
令和5年8月7日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 太田 忠浩
(電話) 054-254-6315

報道関係者 各位

令和5年度静岡県最低賃金の改正答申について

～40円引き上げ時間額984円に～

令和5年8月7日、静岡地方最低賃金審議会(会長 ^{はた たかし} 畑 隆)は、静岡労働局長(^{ささ まさみつ} 笹 正光)に、静岡県最低賃金を現行の時間額944円から40円引き上げ、時間額984円とする答申を行った。

同審議会では、令和5年6月30日に静岡労働局長から静岡県最低賃金の改正決定について諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、静岡県内の経済情勢や雇用状況等を踏まえて慎重に審議の上、答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出の公示などの諸手続を経て静岡県最低賃金を決定することとなる。答申どおりの決定となると、対前年引上額は40円、引上率は4.2%となり、引上額、引上率ともに、現在の時間額表示のみとなった平成14年度以降最大となる。

平成13年度までは時間額とともに日額も定められていたが、日額については平成14年度以降廃止されている。

【参考：静岡県最低賃金額及び対前年引上率、引上額の推移】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(予定)
最低賃金額	858円	885円	(885円)	913円	944円	984円
対前年引上率	3.1%	3.1%	-%	3.2%	3.4%	4.2%
対前年引上額	26円	27円	-円	28円	31円	40円

注 令和2年度については改正なし

答申の様子（令和5年8月7日 於：静岡地方合同庁舎4階共用大会議室）



畑会長（右）から答申文を受け取る笹労働局長（左）



令和5年8月7日

静岡労働局長
笹 正光 殿

静岡地方最低賃金審議会
会長 畑 隆



静岡県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年6月30日付け静労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので、静岡県最低賃金について答申する。

なお、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、別紙2のとおり、令和3年10月2日発効の静岡県最低賃金（時間額913円）は令和3年度の静岡県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

また、答申にあたって下記について政府に強く要望することを付記する。

記

中小企業・小規模事業者が最低賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

また、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が活用しやすい、より一層の実効性ある支援の拡充を要望する。

以上

静岡県最低賃金

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 984円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

静岡県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 静岡県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 913円
- (3) 発効日 令和3年10月2日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の静岡県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 101,493円。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額を比較すると静岡県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$913 \text{円 (静岡県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.816 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = \underline{129,482 \text{円}}$$